

**平成30年度 第1回
熊本県男女共同参画審議会議事録
(概要版)**

平成30年9月6日(木)

男女参画・協働推進課

平成30年度第1回男女共同参画審議会議事録

平成30年9月6日（木）10:00～12:00

県庁本館5階審議会室

1 開会

2 挨拶 環境生活部県民生活局 瀬戸局長

3 委員自己紹介、県関係者紹介

4 会長、副会長選任

委員の互選により、会長に高山委員（弁護士）、副会長に森委員（熊本大学准教授）を選任

5 議事

男女共同参画に関する施策の評価について

事務局から資料1に沿って、第4次熊本県男女共同参画計画で定める成果目標の指標についての評価結果等を説明

高山会長

それでは、ただいまの説明について、何かご意見・ご質問があればお願いします。

森委員

資料1の55ページ成果目標3番目に、「男女共同参画を校内研修のテーマに採用した学校」とあるが、この校内研修は、子どもに対してか、それとも、先生たちに対してか。

事務局

先生方が受ける研修で、生徒向けではない。

6 報告

(1) 熊本県の男女共同参画事業について

事務局から資料2に沿って説明

高山会長

今の資料2に基づく報告について、ご意見、ご質問等あればお願いします。

上村委員

女性人材バンク登録者活用促進事業で、農業分野での女性人材バンクに登録している方はいるか。

事務局（くまもと県民交流館）

いると思う。手元に正式な数字がないので、調べてお知らせしたい。

松野委員

働きやすい職場改善促進事業のなかのワーク・ライフ・バランスの推進キャンペーンについて、内容と時期等を教えていただけるか。

事務局（労働雇用創生課）

九州山口共同でキャンペーンを展開する。今年はワーク・ライフ・バランスをテーマにした体操など、身近に感じられる内容のリーフレットを作成し、10月を中心に周知啓発を行っていく予定。これに連動して動画等も作成し、幅広く啓発していきたい。

嶋田委員

動画はどのように周知し、こういったところに配布するのか。

事務局（労働雇用創生課）

リーフレットのバーコードから読み取りサイトにつながるようにしている。すでにサイトは九州山口共同で立ち上げており、これまで作成した資料や動画もこちらから見ただけのようにしている。また、完成後は、事業主の団体や関係機関にリーフレット、ポスター等をお配りしたい。

森委員

3ページの待機児童について、熊本県では182人とあるが、地域的にはどのあたりが多いのか。熊本市か、他市町村か。原因としては、保育士不足が大きいのか。

事務局（子ども未来課）

熊本市は4月1日時点は待機人数がなく、荒尾、玉名、山鹿、合志、大津、菊陽、嘉島、益城の8つの自治体となる。待機児童が発生している主な理由は、保育士不足で定員まで預かることができない、あるいは、共働き世帯の増加により保育利用の申込が増えているといった状況がある。

高山会長

資料1の30ページに待機児童の数値についての表があり、平成29年が275人とあるが、通常保育定員数は増加しているけれども待機児童数が増えているというのは、保育を希望される方たちが増えてきているということか。もしくは、子どもの数が増えているということはないのか。

事務局（子ども未来課）

地域的な偏在はあり、待機児童がない市町村では逆に定員割れを起こしている状況もある。一方、例えば合志市、菊陽町、大津町等、働き口の多いところに稼働世帯の人口増があり、そこに子どもさんが増え、保育の施設整備等が追いついていないという状況が見て取れている。

高山会長

資料2の1ページ、男女共同参画学習促進事業にある学習資料について、学校でどの程度活用されているか。

事務局

昨年度は中学校で約85%、高校で75%の学校で活用いただいている。

嶋田委員

生徒さんに向けてはこの教育があるが、家庭の中での親御さんの影響が大きくあると思われる。親に対しての教育というのはなにかあるのか。併せて行う必要があると思う。

事務局

学校だけでなく、家庭でも必要性があると思うが、現時点では資料作成は中学生、高校生向けとしており、家庭に向けては行っていない。

嶋田委員

子どもたちにそういう教育をしているということは親御さんには伝えてあるのか。

蓮本委員

男女共同参画に関する学習については、うちの学校でも時間割や学級通信等を通してお知らせできているのではないかと思う。詳しい中身についてはお伝えする状況ではないかと思うが、子どもたちが家庭に帰り、こういう学習をしたという家庭の中の会話等で、保護者の方が少しでもそれに感じていただければ、子どもの言葉を通じて親御さんが学んでいかれる場面を、それぞれの家庭の中で創出されるのではないかと思う。

高山会長

今、委員がおっしゃったように、子どもが学校で学んだことを家に持ち帰り、たまたまテレビのドラマ等をきっかけとして、子どもが逆に親に対して「その考え方はどうか」と伝えるようなケースもでてきている、という風には聞いている。

事務局

高山会長がおっしゃったように、学習資料を通して中高生等が学習することによって、自分の意思で進路を考えたり、家庭での役割分担についても考える機会になっていると思うので、そちらのほうからの家庭への波及を期待をしているが、嶋田委員がおっしゃったように、家庭の面というのも考えていかなければいけないと思っている。

難波委員

待機児童解消に向けた取組みの中での質問。182人という数字を出され、それに合わせていろんな事業を考えられていると思うが、実際に、私が住んでいる地域性もあるが、待機児童のお母さんが、保育園などの一時保育を利用する形になっており、一時保育の利用がすべて働いているお母さんにシフトしている。そうすると、働いているお母さんにはケアができるが、なかには、妊婦さんで働けないとか、たくさんお子さんがいて働けないとか、働いていないお母さんもかなり世の中におり、その方たちがどこも一時的に預かってもらえない、というような状況となっている。ちょっと預かってほしいというところはファミリーサポートでは対応しているが、なかなかそれだけでは対応できない部分があるので、一概に待機児童の数字だけの取組みではなく、その方たちがどういう風にされているか、どんな風に子育てをしているかという面から、声にならない方たち、例えば、この、表の指標の中に、待機児童数だけでなく、そういった人たちが表にでるような数字も出していただけたら、と思う。もうひとつ、女性総合相談事業について、パレアから男女参画・協働推進課へ移管したことで、内容がどのように変わったかということと、先進地域では男性の相談窓口があり、指標の中で男性の自殺率が50%という数字があるなど男性がいろんなものを抱えながら苦しんでいることが数字に表れているのではないかということ、熊本県として男性に対する総合相談は今後どのようにしていけるかということもお願いしたい。

事務局

女性総合相談事業については、内容については基本的には変わっていないが、「相談室らいふ」という名称をつけたことにもあるように、特に男性から、どなたからのご相談も受け付けている。ただ、実際としてはまだほとんど少ない状況ではある。場所、時間等はこれまでパレアで行っていたものと同じように行っており、法律相談等は土曜日にパレアのほうで行っている。

難波委員

男性の相談という形は打ち出さずに、「らいふ」という中でやっておられるのか。

事務局

男性相談についても課題として認識しており、今回、県庁のほうで相談を受け付け

るという形になったところで、まず名前をなぜ変えたかということだが、以前は「女性総合相談室」という名前だった。これはあくまでも「女性相談」というところであったため、県庁へ移管したことを機に今後は男性相談を受け付けるという思いもあり、名前も変えたところである。現在は男性の相談をいただければ受け付けるということで、リーフレット等もつくり、今、周知広報は図っているが、現実としては男性の相談はそれほど数としてはあがっていないという状況にはあるので、男性の方からも今後どんどん相談していただき、こちらのほうでもそちらに向けてもウイングを広げていくという考えである。

難波委員

なぜこれを言ったかというのと、DVに対し、女性や子どもをケアするシステムはあるが、実際に加害を行ってしまっている男性への、難しいと思うが更生プログラムなど、またこれからいろいろ進んでいかれると思うので、それも含めて男性の総合相談窓口もいるのではないかと思い、このような質問をさせていただいた。

事務局（子ども未来課）

さきほど委員からご要望のような形でいただいたと思うので、簡単にお答えさせていただくと、こちらの男女計画に書かせていただいている内容は、保育の考え方の中のほんの一部であり、基本的には熊本県であれば「くまもと子ども・子育てプラン」というものがあり、その中に保育の供給量に対する考え方等を詳しく書かせていただいている。それは、元は各市町村で作りに上げているプランを吸い上げた形でまとめているので、もし委員のほうの、例えば菊陽町のプランの中に、そういったことがらも盛り込んであるかということもできればご参照いただければありがたい。あと、この男女計画にどこまで書き込むかは事務局と相談をさせていただければと思う。

(2) 熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画第4次改定について

事務局から資料3に沿って説明

高山会長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等あればお願いします。

上村委員

課題(2)の④「多様な被害者の立場に立った適切な支援」について、男性やLGBTへの支援はどういったものとなるか。

事務局（子ども家庭福祉課）

LGBTについては男女共同参画計画の中でも触れてあるところと思うが、DV被

害者支援の中でも多様な性的指向のある方に対する相談対応ということで、女性被害者の場合は男性恐怖症の方もおられるので相談員が女性であった方が対応しやすいと思うが、男性被害者であったり、女性や男性が同性から被害を受けたり、あるいは性認識が一致されない方等様々な方がおられるので、どのような立場であっても暴力による被害を受けたということを経験でき、自分の身の安全やその後の自立に向けた支援等をきちんと受けられるような対応をすべきということで、今でも、熊本県の女性相談センターや、あるいは男女共同参画相談室らいふとか、いろんな相談機関で相談があったときに受けることとしてあり、ホームページ等からでも受けられるように周知はしているが、それでも一般の方のイメージとしては、「電話に出られるのは女性でしょう、だから僕は電話をしにくい」、と言われる方がおられるかもしれないので、そういった方が我慢して被害がより深刻化することのないように、きちんと相談できるということのPRが必要であるということと、また、そういった相談が実際にあったときに、LGBTであるとか、いろんなことの特長等もきちんと研修として学んでいただいたうえで、相談対応にあたっていただきたいと思っている。具体的には、子ども家庭福祉課で女性相談員の初任者研修、課題別研修を年1回ずつ開いているので、そういった研修のなかにLGBTなどへの対応というコマを設けて学んでいただくことを検討しているところ。

高山会長

他に質問、意見はないか。

馬場委員

課題（２）の②のところ、「被害者を地域で支える体制の強化」とあるが、具体的にはどういったことが考えられるか。

事務局（子ども家庭福祉課）

これまでの女性保護の考え方というのは、加害者から被害者を県外等へ逃がすことであり、本県においても一時保護や県外移送、民間シェルターにかくまう等いろんな手立てを取っているが、全員が全員、よそに移せるかとなると、専業主婦の方で経済力がなかったり、あるいは、仕事を辞めることができなかったり、あるいは子どもの転校や親の介護等いろんなことがあり、全てを投げ打って県外に出ていくことは相当ハードルが高い。それでも命の危険や子どもに対する危険を考えて県外へ出て行かれる方も多いが、苦渋の決断で地元に戻られる方に対して、どのようなことができるかという、今の施策の中ではなかなかない。警察もかなり協力していただき加害者への介入、加害者に対して指導するなど積極的に働きかけていただいているが、やはり同居されたり同じ地域に戻ったりすると、いつなにごとで再び被害に遭うか非常に危険であり、これに対するアプローチというのは全国的にもあまり多くはない。昨年度本県で行ったモデル事業は警察と女性センターと子ども家庭福祉課と被害者を支

援している民間団体の4者がタッグを組み、地元市町村の協力もいただきながら、一時保護機関を出られて地元に戻るケースについて本人の了解を得て見守り支援をした。その定期的な見守り支援をしていく中で、被害者本人が何かあったら警察に電話をすることができたとか、エンパワメントに繋がったり、あるいは、加害者も私たちが関与することは本心では快くは思われていないと思うが、第三者の目があるということが再加害の抑止力となり、モデル事業を通じている間に再加害は一件も起きず、安全が図られた。しかし、在宅における生活を地域が支援していくというのはとても大変なことで、加害者が包丁を持って振り回すなどの緊急時に、関わる方の身の安全を図る必要もあるため、とても難しい問題。ただ、一旦逃げられた方が地元に戻ったときに誰かが見守らないと再び被害が起きてしまうことの認識をしたうえで、医療機関や学校等、その家庭に関わるいろんな方々が、DV被害を受けた方をどうやって見守ったらいいか、あるいは、関わるときにどういうことに気を付けたらいいかを、4つのモデルケースと婦人相談員の協議会とか、警察とか、いろんな機関の知恵をいただき、今、マニュアルとしてまとめる作業を進めているところ。それが今回のDV計画の中の大きな柱になるというのではないが、熊本県の場合は遠くに逃がさずに地元で見守る、というほど大きなシフトチェンジではないが、そういった、これまであまり触れてこなかった部分についてもきちんと踏み込んでいかなければ、遠くに逃げられる人はいいが、そうできない選択をせざるを得なかった人たちに対する救いの手がないという状況を少しでも改善できれば、ということを経済改定の中に盛り込みたい。

馬場委員

実は質問したのは、資料1で、DVに関する相談機関が警察から66%で突出して1位とあり、説明を聞いたときにはあまりにも直接的という感想を持ったため、熊本県ではこういった特徴とか、県警のほうで何か特徴的な活動をされているのか、と思ったため質問させていただいた。

事務局（子ども家庭福祉課）

補足として、警察の法制度自体はあまり変わらないが、警察も今、積極的に介入しなければ、DVの場合、急激に状況が悪化して死亡事件等につながってしまうということから、かなり積極的に関与していただいている。各警察署の生活安全課の職員と各福祉事務所の相談員の合同研修会をしてお互い顔つなぎをし、何かあったらすぐ連絡できるようつないである。警察も関わる件数が多いというのは、たくさんアプローチをしていただいているが、ただ、1回関与した加害者の方も、もう2度としないかというもまた何度も何度もあり得ることで、本当に事件性がないとなかなか警察でも動きにくく、そこに至るグレーゾーンというか、その手前がとても大事なため、警察に相談があった件数だけではなく、その周辺で関わる人においては危険意識を認知していただくよう、子ども家庭福祉課でも、民生委員に対する研修会等も通じながら、

周知を図っているところ。

高山会長

よろしいか。他に何かあれば。

蓮本委員

評価についての報告書の30ページ、図表52の子育て支援に関する主な指標の中で、放課後児童クラブ実施箇所数を挙げていただいているが、現状のことを学校の現場からお伝えしたく発言させていただく。児童福祉法にもとづき、最近、放課後等のデイサービス事業所が非常に多くつくられ、障がいを持つ子どもさんたちの放課後の親御さんの就労を維持するために預かる事業関係であるが、それが今年度になり、どこの学校でも非常に多くなっていて、事業所から迎えに来て引き取られ、デイサービスに子どもさんたちが親御さんの迎えのあるまで過ごすという実態であるが、事業所によって、非常に専門的な療育をされているところもあれば、ただ預かっているという実態のところもあり、多分国のほうもそれについてすごく危機を持っており、事業所の運営については今後は非常に厳しくみていくような話を聞いた記憶があるが、これは市町村単位での開設か。県は関わりはないのか。

事務局（子ども未来課）

開設については市町村になり、施設整備等で県で補助等をさせていただいている。今、委員からお話があったが、確かに今までは預かる側の資質というのがいろいろあったのかもしれないが、今、支援員の研修を県で担っており、県でも今お話があったような、例えば障がいのある子どもさんのケアのしかたについて昨年度も今年度も支援員の方に研修をして大変好評をいただいております、定員500を大きく上回るような参加もいただいている状況がある。引き続き支援員の資質の向上に向けては県でも全面的に力を入れていきたいと考えている。

蓮本委員

障がいのある子どもさんを育てる中での親御さんの悩みとか、また、就労しなくてはいけないのに就労ができないような部分で親御さんたちが悩んでおられるところを、きちっとそういう形でそういうものがあるというのを周知していくことは非常に大事かと思うので、今回の報告書には入れなくても、今後視野に入れていただくと、子育て支援のひとつの大きな県の取組みとしても打ち出せるのではないかと思い、発言させていただきました。

事務局（子ども未来課）

委員が今おっしゃっていただいたことがら、どういったところで預かり等をやっているかというについては、「くまもと子ども・子育てプラン」にかなり詳細に書かせ

ていただいております、それを県で情報発信させていただいている。市町村単位でも、同じように計画をつくり、かなり詳細に情報提供させていただいているので、男女計画にどれだけ盛り込むのかは事務局と相談させていただき、できればプランのほうの広報周知をしっかりと進めさせていただきたいと考えている。

高山会長

もう少し時間があるので、どうぞ。

松野委員

今回挙げられた質問に対する回答の中で、お願いがある。育児休業の取得率については把握されているが、介護休業の取得については調査項目ではないということであるが、今、介護休業についても御存じのように年間10万人弱の方が介護で退職している状況であり、熊本管内でも少子化とともに高齢化も進んでいる。女性の活躍促進という中での課題として介護は挙がっていく。ぜひ、調査項目の中に入れて頂き、その課題等を分析していただければと願っている。介護休業の取得率とともに、もし取得率が低ければ、どういった理由で取得できないのかということ把握することによって、今、熊本県で掲げている「女性の労働力率を全国5位に」といった目標に向けて、労働局は労働局として取組を検討できるのではないかと考えているので、よろしく願います。

高山会長

よろしいか。どうぞ。

渡邊委員

私は今介護しており、そのなかで疑問に思ったことがある。平成29年10月1日施行の育児介護休業法の中に、介護における対象家族の範囲や、要介護状態にある対象家族を介護する男女の労働者と書かれてあるが、要介護状態にある対象家族というよりも、後期高齢者の家族を持つ、熊本県でいう「よかボス」や「イクジイ」といった方の親というの、何がしか病気、疾病をお持ちであり、その方の病院の付き添いとか、そういうところに休みをいただければ、もっといいのではないかと思う。介護というのは要介護状態にある親だけではなく必要なことで、もう少し範囲を広げていただければ、もっとよりよい男女共同参画になるのではないかと考えている。子どもたちのことは地域の宝なので高齢者など地域の方がみてくださと言われてるが、高齢者のことは身体がしんどかったりきつくて誰もみてくれない、とか、高齢者の子どもが病院に連れて行ってくれるときには年休とか代休を取ってお世話になってるというのでは、なかなか男女共同参画に対する理解が進まないのではないかと思う。私の親の世代になると、病院に行くときには子どもたちが付き添えないからボイスレコーダーを持たされているということが多くあるので、もう少し介護休業というところ

ろの枠組みが増えればいいのかと思います、ここに統計等を作成してもう少し考えていただける場ができればと思う。

事務局

おっしゃるとおり、男女共同参画はもとより、男女問わず職業問わず、働き方という点でも介護というのは非常に重要なポイントだと思っている。私どももこれから勉強をし、どんな把握ができるかということをお勉強してまいりたい。

松野委員

今の介護休業制度についての意見について、私どものほうで育児介護休業を所掌しているからお伝えする。介護休業についてはおっしゃるように要介護状態が要件になっているが、一方で介護休暇という制度もある。日数がとても少なく1人あたり5日ではあるが、付き添いであったり、精神的な支え等でも利用できる内容とはなっている。しかし、日数的には本当に足りないような状況もあるので、ニーズを踏まえて拡充していく必要があると感じる。

高山会長

他に、事務局からその他事項についての報告をお願いする。

(3) その他

事務局

政治分野における男女共同参画推進法について、情報としてお伝え申し上げます。「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 概要」を見て頂きたい。この法律は、遅れている女性の政治参画を後押しするために先の通常国会で成立したものだ。法律の第3条に、「地方公共団体の責務」が定められてある。今後、国の方針や動向等を見据えながら、熊本県における施策の策定、実施をしていくことになるので、ご報告申し上げます。

高山会長

今のは、そういうことを今からします、という内容なのか。何か目玉があるということか。

事務局

このような法律ができて施行されたということで、今のところまだ県の事業とか、目玉といったものはないが、もともとこれまでお話したような男女共同参画の中で、あらゆる分野における自己実現や女性の社会参画促進という部分があるので、そうい

った意識啓発の中で進めていくことにはなる。国のほうもこれから来年度を中心に調査とか啓発とかをしていくようであるので、そういった情報もみながら、こちらのほうも務めていきたいと思っている。

高山会長

終了予定の時間が近づいているので、閉会させていただく。

次回以降、委員がそれぞれ専門的などころからきておられるので、審議会の時間を若干延ばすとか、私が勝手に言っているのかわからないが、もしくはフリートークができるようにしていただければ、よりよい審議の場となると思う。

7 閉会